

告 示

埼玉県告示第九百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十五項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行う。

令和二年八月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

埼玉県八潮市中央一丁目二番地一

八潮市長 大山 忍

ロ 敷地の位置

（保留地底地代表地番）

埼玉県八潮市大字圻字野耕地十九番

大瀬古新田土地区画整理事業 保留地四十三街区十二、十三画地

（従前地）

埼玉県八潮市大字圻字野耕地七、十九、二十番一、二十番二

大瀬古新田土地区画整理事業 仮換地四十三街区十四、十五画地

ハ 建築物の用途

排水ポンプ場（雨水、分流式）

二 意見の聴取の期日

令和二年八月二十六日（水）

午後二時から

三 意見の聴取の場所

埼玉県八潮市大字古新田千五十七番地

古新田公民館